

2018年度事業報告書

自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2018年度事業報告書

I. はじめに

2018年度は、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の検討に係る調査研究をはじめ、特許庁等の施策の基礎となる調査研究を着実に実施しました。知的財産保護包括協力推進事業は、日中共同研究に対する関心が高まり、中国政府や裁判所関係者の参加も増えるなど充実した事業となりました。知的財産教育関連事業においては、知的財産アナリスト認定講座のコンテンツ講座と特許講座が多くを受講者を集めたほか、権利処理実務者養成講座を新たに開講しました。

そのほか、知的財産研究所の借室料をはじめ経費の削減や研究員の確保にも取り組みました。

II. 決算の概況

2018年度の当財団の決算は、当期経常増減額が約2,439万円の赤字となりました。

当期経常増減額の赤字の要因を個別にみると、収入面では、基本財産運用益が減少したこと、受注件数の減少により調査研究事業の請負収益が減少したこと、産業財産権研究推進事業の終了に伴い国際共同研究推進事業の受託収益が減少したこと、受検者数の減少により管理技能検定事業の収益が減少したことが挙げられます。

他方、支出面では、受注事業等の縮小に伴う関連経費の減少、知的財産研究所等の借室料の減少などにより事業費は減少しましたが、全体としては赤字となりました。

Ⅲ．各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1．知的財産調査研究事業（特許庁等からの請負事業）

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から4本その他、経済産業省、一般財団法人日本特許情報機構（Japio）の計6本（表1参照）の調査研究を請け負い、全て納品し完了しました。

「ゲノム医療分野における知財戦略の策定に向けた知財の保護と利用の在り方に関する調査研究」では、技術動向調査を含むため、株式会社三菱ケミカルリサーチと協力して調査研究を実施しました。

表1 調査研究のテーマ

1	「商標権取得による効果及び商標制度の活用に関する調査研究」（特許庁）
2	「特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する調査研究」（特許庁）
3	「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査」（経済産業省）
4	「ゲノム医療分野における知財戦略の策定に向けた知財の保護と利用の在り方に関する調査研究」（特許庁）
5	「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究」（特許庁）
6	「日本企業における特許情報の調査の実態把握とそれに関する新たな DB の方向性に関する調査」（一般財団法人日本特許情報機構）

2．知的財産国際共同研究推進事業

（1）産業財産権研究推進事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、国内外の研究者に産業財産権に関する研究を行わせることにより、制度の設計・構築を推進するとともに、我が国・諸外国の制度に精通した研究者を輩出することを目的とするものです。

本年度は、本事業の最終年度にあたり、昨年度に研究を行った研究者の成果報告書を作成し、2018年6月に特許庁に納品しました。

(2) 産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

(特許庁からの受託事業)

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいし、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して制度調和を推進することを目的として、昨年度から開始された事業です。

本年度は、以下の事業を実施しました。

① 研究者派遣事業

本年度は、昨年度に選定された3名の研究者を外国の研究機関に派遣しました(表2①参照)。

② 研究者招へい事業

本年度は、7名の研究者を選定し、当研究所に招へいしました(表2②参照)。

表2 研究者、研究テーマ、派遣先、研究期間

① 研究者派遣事業	
押鴨涼子 ヘルシンキ大学(フィンランド) 大学院法学部 博士課程	「欧州各国における技術移転の実態に関する研究」
	マックス・プランク知的財産法及び競争法研究所(ドイツ)
	5月16日～11月15日(6か月)
家田崇 南山大学 法学部 教授	「ファッション・ローと産業財産権」
	フォーダム大学ロースクール(米国)
	11月19日～2月28日(3.5か月)
引地麻由子 知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員	「知的財産に関する两岸協力が日本企業に与える影響について」
	国立台湾科技大学専利研究所(台湾)
	11月21日～12月25日(5週)

②研究者招へい事業	
WANG, Runhua イリノイ大学(米国) ポスドク研究員	「世界における日本特許の価値の分布」
	6月4日～7月7日(5週)
SHIN, Hyea Un 忠北大学ロースクール(韓国) 教授	「パテントリンケージ制度に関する比較研究」
	7月2日～9月1日(2か月)
Pratap DEVARAPALLI クイーンズランド工科大学(豪州) 博士課程	「人工知能を用いて人が生み出した発明についての発明者適格と権利帰属問題」
	7月23日～8月25日(5週)
Abhinav Kumar MISHRA ロイド・ロー大学(インド) 助教	「ブロックチェーン・レシートと知的財産法：どのように保護するのか」
	8月1日～9月19日(1.5か月)
SONG, Hongsong 煙台大学ロースクール(中国) 教授	「東アジアにおけるトランジット貨物に関する水際措置の調和と日本の産業財産権法における関連規定の改正」
	9月26日～2月28日(5か月)
XIAO, Zhiyuan 中南財經政法大学(中国) 准教授	「OEMにおける商標の使用に関する研究」
	12月4日～2月28日(3か月)
KIM, Won Oh 仁荷大学ロースクール(韓国) 教授	「パロディ商標の許容範囲と基準に関する比較研究」
	12月10日～2月23日(2.5か月)

(3) 知的財産保護包括協力推進事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用の適正化に資する共同研究や提言を行い、中国の法制度及び運用の改善を促すことを目的とするものです。

本年度は、以下のように共同研究の会議とワークショップ等を3回に分けて実施しました。共同研究の研究テーマと研究者は表3のとおりです。

- ① 2018年6月23日、24日に、中国深センにおいて、第一回研究者会議を開催し、研究テーマについて研究者が基本認識や検討課題を意見交換しました。併せて、日中の不正競争防止法によ

るデータ保護及びビジネスモデルの特許性についてのワークショップを開催しました。

- ② 2018年9月28日、29日に、東京において、第二回研究者会議を開催し、研究テーマについて討論を行いました。併せて、ソニー株式会社への訪問による意見交換、日本知的財産協会及び日本商標協会との産業界・実務家とのワークショップによる意見交換を開催しました。
- ③ 2019年1月5日、6日に、北京において、第三回研究者会議を開催し、研究成果のとりまとめを行いました。併せて、中国の政府関係者や最高人民法院裁判官など知財関係者の参加のもと、共同研究の成果発表及び意見交換を行うワークショップを開催しました。

表 3 研究テーマと研究者

「AIに係る知財法制に関する研究 - 特許を中心に」	
熊谷健一教授（明治大学） 潮海久雄教授（筑波大学）	呉漢東教授（中南財經政法大学） 張鵬助理研究員（中国社会科学院）
「標準必須特許の権利行使に関する研究」	
鈴木将文教授（名古屋大学） 前田健准教授（神戸大学）	管育鷹教授（社会科学院） 詹映 教授（中南財經政法大学） 顧昕助理研究員 （CNIPA 発展センター）
「商標の類否判断に関する日中の比較研究」	
小塚莊一郎教授（学習院大学） 宮脇正晴教授（立命館大学）	李明徳教授（中国社会科学院） 曹新明教授（中南財經政法大学）

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、出版やセミナーの開催等による知的財産情報の収集及び提供、特許統計分析のための I I P パテントデータベースの整備、知的財産人材の育成、国内外の研究機関との交流等の事業を通じて、知的財産に関する研究を支援するとともに、賛助会員をはじめ知的財産関係者の活動に貢献してまいりました。

出版関係では、I P ジャーナルを第 5 号から第 8 号まで発行しました。「知的財産管理技能検定 10 周年」（第 5 号）や「標準必須特

許」(第6号)などを特集しました。

セミナーは、研究所のレイアウト変更の影響のため例年より回数が減りましたが、IIPセミナーを6回開催し、委託事業等の成果報告会は10回開催しました。

IIPデータベースについては、2018年3月に開催した運営委員会において、特許庁から2019年の整理標準化データの運用等の変更について説明を受け、それをもとにWGのメンバーにより検討が行いました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産分野を中心に国内外の図書、雑誌を収集し、広く一般に提供してきました。2018年7月には、図書館運営委員会を開催し、ユーザーへの周知活動等について意見交換を行いました。また、2018年10月には、図書館を5階に移転したことに伴い、スペース減少に応じて知的財産分野に特化するよう蔵書等を見直しました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。当該検定は知的財産教育協会が2004年から民間検定として、2008年からは国家試験としてこれまで実施しております。

本年度は、検定試験を3回(2018年7月8日、11月18日、2019年3月3日)実施しました。受検者数は、大阪府北部地震(6月)、西日本豪雨(7月)の影響を受けたこともあり、29,089人となりました(前年比92%)。また、2019年3月までの累計受検者数は345,062人となっております。

表 4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

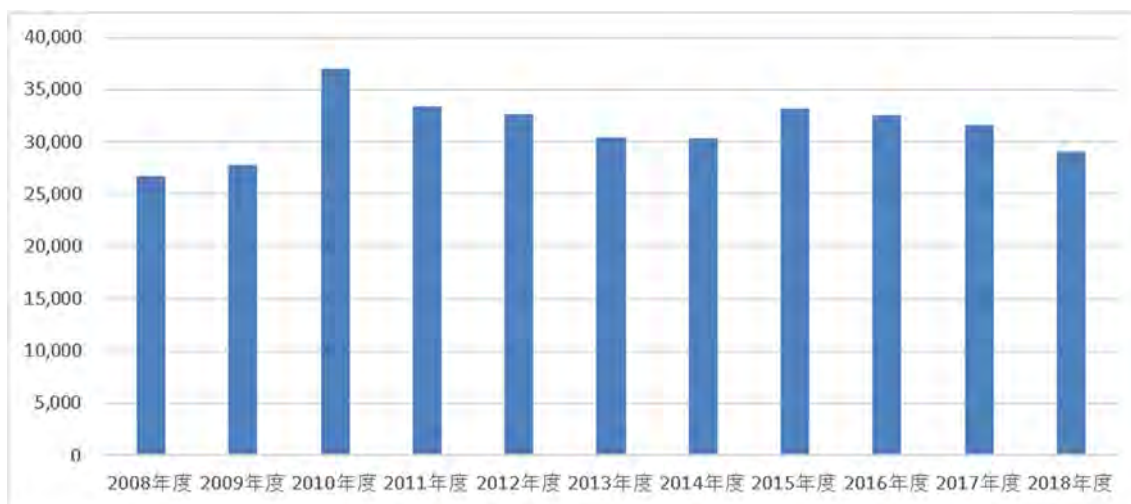


表 5 知的財産管理技能士数（2019年3月末日現在）

一級知的財産管理技能士(特許専門業務)	1,762 名
一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)	334 名
一級知的財産管理技能士(ブランド専門業務)	192 名
二級知的財産管理技能士(管理業務)	32,874 名
三級知的財産管理技能士(管理業務)	59,834 名
合計	94,996 名

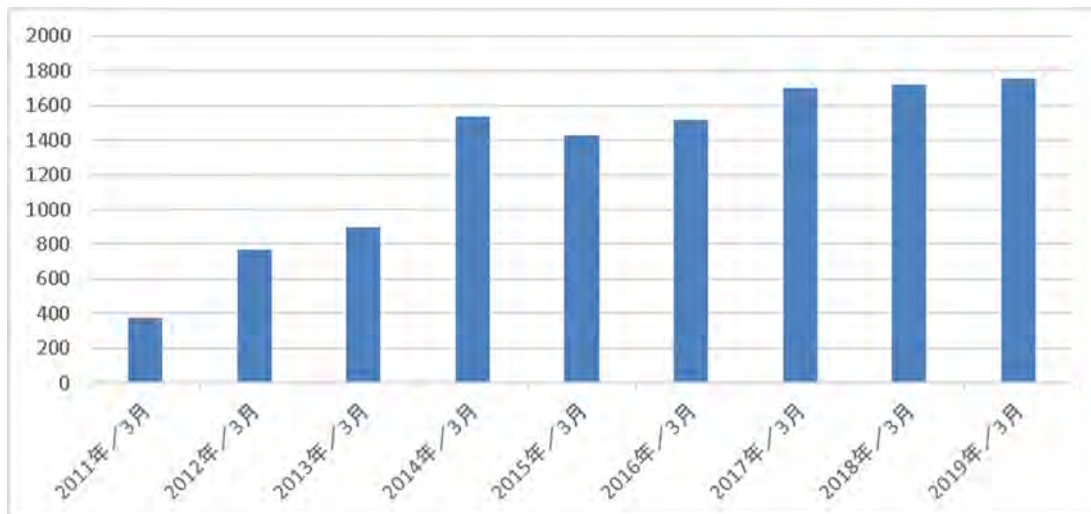
6. 知的財産管理技能士会事業

本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員としてその知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度は、運営委員会、研修委員会、交流委員会、広報委員会、研究会の各委員会に所属する知的財産管理技能士により活動を行いました。

2019年3月末日時点の知的財産管理技能士会員数は、1,752人（前年比102%）となっております。メールマガジンは約3万件の配信先へ情報を提供しています。

表 6 知的財産管理技能士会員数（2019年3月現在）



7. 知的財産教育関連事業

（1）知的財産法学試験（IP Law Test）事業

「知的財産管理技能検定」が法律のみならず、実務の知識（例、知的財産戦略等）及び問題解決能力を測ろうとする国家試験であるのに対し、「知的財産法学試験」は純粋な法律知識を測る民間試験となります。

本年度は、第2回目の知的財産法学試験を2018年4月29日に実施し、その受験者数は92人となりました。10月の実施予定については受験者の獲得が見込めなかったため実施を見送りました。また、2019年度から試験運営を株式会社サーティファイ社に委託するための契約を2018年11月1日に行いました。

（2）知的財産教育関連事業

本年度についても、知的財産管理技能士を対象にしたセミナー、経営と知財を架橋する人材を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コンテンツ）」、外部調査等委託事業、大学等の知的財産講座のコンサルティング及び講師派遣、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、コンテンツ講座を第12期、13期の2回、また、特許講座を第20期～第22期の3回実施し、多

くの受講者を集めました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、富山県、山形県、鳥取県産業振興機構など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

Fashion Law Institute Japan については、文化服装学院、ドレスメーカー学院などでファッション・ローの講義を実施しました。

加えて、コンテンツビジネスにおいて必須であるにも関わらず不足しているといわれる権利処理実務者を育成するため、「権利処理実務者養成講座」を新たに開講し、初回講座を3月に実施しました。

〔その他〕

8. インターンシップの受入れ

跡見学園女子大学の「ATOMI アカデミック・インターンシップ」に協力し、2018年9月13日から9月28日まで、2名の学生を受け入れました。

IV. 総務関係

1. 理事会、評議員会等

(1) 2018年度第1回理事会（2018年5月31日）

2017年度事業報告及び決算、2017年度公益目的支出計画実施報告、2018年度定時評議員会の招集について承認しました。

(2) 2018年度定時評議員会（2018年6月15日）

2017年度決算を承認し、理事の退任に伴う理事の選任を行いました。

(3) 2018年度第2回理事会（2019年3月4日）

2019年度事業計画及び予算について承認しました。

2. 組織の整備

2018年3月の理事会で承認された組織規程の改正に基づき、2018年4月1日付けで、知的財産教育協会の事業部に技能検定課と事業課を創設しました。また、知的財産研究所の研究第1部及び研究第2部を統合して研究部とし、総務部の経理課を廃止して研究業務課を創設しました。

3. ワシントン事務所の見直し

知的財産研究所のワシントン事務所については、経費削減の観点から見直しを進め、2018年10月に、当財団の賛助会員でもあるシュグル法律事務所内に設置する賃貸借契約を結びました。

4. 研究所事務所の見直し

知的財産研究所が入居している精興竹橋共同ビル6階は、特許庁からの受託事業と図書館に使用していましたが、受託事業の縮小（特別研究員の廃止）と研究所の経費削減のため、2018年10月に6階の賃貸借契約を解消し、招へい研究者の研究ブースと図書館を5階の会議室スペースに移転しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。